ヘ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ６	210円
ト　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ７	250円
チ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ８	280円
リ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ９	320円
ヌ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ10	350円
ル　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ11	390円
ヲ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ12	420円
ワ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ13	460円
カ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ14	490円
ヨ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ15	530円
タ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ16	560円
レ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ17	600円
ソ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ18	630円
ツ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ19	670円
ネ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ20	700円
ナ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ21	780円
ラ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ22	810円
ム　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ23	890円
ウ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ24	920円
キ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ25	1,000円
ノ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ26	1,030円
オ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ27	1,110円
ク　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ28	1,140円
ヤ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ29	1,220円
マ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ30	1,250円
ケ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ31	1,330円
フ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ32	1,360円
コ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ33	1,440円
エ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ34	1,470円
テ　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ35	1,550円
ア　訪問看護ベーススアップ評価料Ⅱ36	1,580円
０８　訪問看護物価対応料（１日につき）	
１　訪問看護物価対応料１（１日につき）	
イ　月の初日の訪問の場合	60円
ロ　月の２日目以降の訪問の場合	20円
２　訪問看護物価対応料２（１日につき）	20円

注１　１については、訪問看護ステーションが、区分番号０２の訪問看護管理療養費を算定している利用者１人につき、訪問看護物価対応料１として、区分に従い、それぞれ所定額を算定する。

２　２については、訪問看護ステーションが、区分番号０４の包括型訪問看護療養費を算定している利用者１人につき、訪問看護物価対応料２として、所定額を算定する。

３　１及び２に規定する所定額については、令和９年６月以降は、当該所定額の100分の200に相当する額を算定する。

○厚生労働省告示第七十五号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第六十七号）の規定に基づき、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等
第一　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準	第一　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準
一～四　（略）	一～四　（略）
五　精神科訪問看護基本療養費の注11に規定する基準	五　精神科訪問看護基本療養費の注10に規定する基準
（略）	（略）
六　訪問看護管理療養費の基準	六　訪問看護管理療養費の基準
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　機能強化型訪問看護管理療養費４の基準	（新設）
次のいずれにも該当するものであること。	
イ　常勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の数が四以上であること。	
ロ　(1)のロを満たすものであること。	
ハ　二十四時間対応体制加算を届け出ていること。	
ニ　特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者又は特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する指定訪問看護について、及び精神障害を有する者のうち、重点的な支援を要する者に対する指定訪問看護について相当な実績を有すること。	
ホ　退院時の共同指導及び主治医の指示に係る保険医療機関との連携について相当な実績を有すること。	
ヘ　地域の保険医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対する研修及び相談への対応並びに関係機関との連携について相当な実績を有すること。	